## 入札及び伐採木の概要

積丹町が所有する下記物品について、一般競争入札により売却します。

1 売払物品について

		物品名	生産時期	数量	内訳		備考
Ī	1	カラマツ素材	平成24年	5 1 Om3	一般材	1 4 3 m3	径級6~36cm
			1月~3月		パルプ材	367m3	

※入札物件落札者へは、現地にて引き渡しとします。

- 2 物品の縦覧(現地確認)場所
- (1) 積丹町大字美国町字茶津内1188
- (2) 積丹町大字婦美町581
- 3 物品の縦覧期間

平成24年10月26日~平成24年11月2日 土曜と日曜を除く 午前9時より午後5時まで ※担当者がご案内しますので、必ず事前にご連絡願います

- 4 契約条項、入札心得、積算書を示す場所 積丹町役場農林水産課
- 5 入札執行日時 平成24年11月 6日(火) 午前10時 (郵便及び電報による入札は認めません)
- 6 入札執行場所 積丹町役場 3階 会議室
- 7 入札保証金 免除
- 8 入札参加資格

標記物品売払の入札参加資格は次のとおりです。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 個人及び、本社・支店・営業所等の法人 ※参加者は次の書類を提出すること。
  - ・納税証明書(住所地(所在地)の市・町・村税)
  - ・身分証明書(本籍のある市町村が発行するもの) ※法人にあっては登記簿謄本
  - ・委任状(代理人等による入札の場合)
- 9 契約書の締結

落札者は平成24年11月 7日(水)までに契約を締結しなければなりません。

- 10 契約保証金 免除
- 11 その他
- (1)入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効です。
- (2) 落札者は、物品代金納入後、契約日以降において町の指示する期間内で当該物品を引き取っていただきます。ただし、物品引き取りに要する全ての費用は落札者の負担です。
- (3) 不明な点等については、積丹町役場農林水産課までお問い合わせ下さい。
- ※上記の内容については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の6の規定に基づき公告しています。

(農林水産課)